

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

永平寺町長

市町村名 (市町村コード)	永平寺町 (18322)	
地域名 (地域内農業集落名)	市右エ門島地区 (市右エ門島集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月14日 (1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現状、市右エ門島地区の農用地等面積の内、認定農業者等への集積は5.4haと集落のほとんどを地元の農事組合法人が耕作している。
・農地面積は30a未満の農地がほとんどであり、10a未満の農地も散見される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地元農事組合法人を中心に水稻を主要作物とした中で、ブランド米や酒米、特別栽培米等に取り組み、品質向上、付加価値を高め所得の向上を図る。併せて小麦やそばの生産に取り組み、収益向上を図る。
・スマート農業を取り入れながら、作業の効率化を図る。
・園芸作物や、果樹などの生産も視野に検討を進める。
・地域と話し合いながら認定農業者や認定新規就農者の育成、受け入れ体制を整備する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地権者や農業委員、農地利用最適化推進委員と協議、調整し、担い手を中心に集積・集約化を図り経営の効率化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向や時期に配慮する。農業委員会と連携し、制度の理解取得に努めながら、所有者と担い手の意向のマッチングを段階的に進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
小規模な基盤整備(農道や水路の維持)に取り組んでいく。また、大規模な基盤整備については、状況に応じて地域内で検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県や町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、地域内のキーマンの発掘・育成に努めるとともに、地区内外の多様な経営体を呼び込むための、地区内の協議、調整を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JAや近隣の担い手との連携を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策の集落体制を確立(防護柵の点検等)し、地域と行政が連携し対策を実施していく。
 ②付加価値の高い有機農業や減農薬・減化学肥料の取組を取り入れる。
 ③費用対効果を検討しながら、スマート農業に取り組み、省力化を図る。
 ④実需のある輸出用日本酒に使われる酒米の作付を実施する。
 ⑤日当たりと排水の良好なところでは果樹栽培を検討、実施していく。
 ⑦多面的支払交付金等を活用し農用地の保全管理を実施する。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、農業用ハウスを整備し、農業収益を上げる。